

中小企業におけるステークホルダー概念の拡張に関する考察 - SDGs経営の実践に向けて -

著者	川島 和浩
雑誌名	東北工業大学紀要 理工学編・人文社会学編
巻	42
ページ	45-55
発行年	2022-03-31
URL	http://doi.org/10.51048/00000210



中小企業におけるステークホルダー概念の拡張に関する考察 —SDGs 経営の実践に向けて—

A Study on Expansion of Stakeholder Concepts in SMEs : Toward the Practices of SDGs Management

川島 和浩*

Kazuhiro KAWASHIMA*

Abstract

This paper focuses on the fact that Business Roundtable, the US employers' organization, has revised its "shareholder-first" management rule toward stakeholder capitalism considering recent global trends in sustainability. From the perspective of corporate social reporting, I emphasize the need to build good relationships with various stakeholders not only in large companies but also in SMEs. On that basis, SMEs insist that practicing SDGs initiatives based on the four categorizations formulated by the Small and Medium Enterprise Agency will help build good relationships with various stakeholders. TEIKOU DATABANK, LTD. has conducted two surveys of corporate attitudes regarding SDGs in June 2020 and June 2021. According to the results of the 2021 survey, the percentage of people actively working on the SDGs was 39.7% overall, an increase of 15.3 points from the previous year. For SMEs, it is important to implement SDGs and management strategies that are conscious of ESG factors that are compatible with them. In the process of practicing SDGs management by SMEs, I am considering how accounting information should be disclosed to various stakeholders.

1. はじめに

近年、企業を取り巻く経済的・社会的な環境の変化に伴って、企業経営においてサステナビリティ (sustainability ; 持続可能性) が重視されている。この背景には、例えば、企業が生態系を維持する活動をしているか、企業が地域社会の環境を保全する活動をしているか、企業が従業員との労働契約や雇用問題、人権問題などに配慮した活動をしているか、という環境・社会に対する関心の高まりがある。また、これらの企業活動の結果が定量的に報告されているか、というステークホルダー (stakeholder ; 利害関係者) の期待の高まりがある。さらに、環境問題と社会問題の解決に向けた企業組織を構築するためにガバナンス (企業統治) を定期的に見直しているか、という点に株主や投資家の視線が注がれている。これらは ESG (「Environment ; 環境」「Social ; 社会」「Governance ; ガバナンス」) の要素として、企業のサステナビリティを考慮する重要な要件になっている。

このような状況のもとで、2019 (令和元) 年 8 月 19 日、米国の経営者団体である「ビジネス・ラウンドテーブル (Business Roundtable)」¹が「株主第一主義」の経営を見直すという声明を発表し、世界経済に衝撃を与えた。米国企業は「ステークホルダー資本主義」に向けて大きく舵を切った²。これは企業が株主だけでなく顧客、従業員、サプライヤー、地域社会など、あらゆるステークホルダーの利益に配慮するという経営原則の見直しを意味している。

会計情報の開示内容については、従来の会計制度上の開示項目である財務情報に加えて、企業の任意開示項目である非財務情報³ (記述情報) を含めて開示内容が拡充している。近年では、財務情

¹ ビジネス・ラウンドテーブルとは、米国のビジネス・ロビー団体の名称であり、合計約 2,000 万人の従業員、年間収益 9 兆ドルを率いる大企業の CEO 約 200 名がメンバーに名を連ねている。2019 年 8 月の声明文では 181 名の CEO が署名した。

² ステークホルダー資本主義は、その後、2020 年 1 月に開催された世界経済フォーラム (WEF) の年次総会 (ダボス会議) において重点テーマとして取り扱われている。

³ わが国企業における非財務報告の展開については、大坪史治 (2016) を参照されたい。

2021 年 10 月 11 日受理

* 経営コミュニケーション学科 教授

報と非財務情報の双方を企業価値向上の要素として統合する統合報告書⁴が、国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council : IIRC) の IR フレームワーク、サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board : SASB)⁵の SASB スタンダード、グローバル・レポーティング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative : GRI) の GRI スタンダードなどの開示基準を通じて作成され、多様なステークホルダーを意識した会計情報の開示が実践されている。

そこで、本稿では、サステナビリティをめぐる近年の世界的な動向を踏まえ、ステークホルダー資本主義に向けて米国経営者団体が「株主第一主義」の経営原則を見直した点に注目している。そして、社会関連会計の観点から、大企業はもとより、中小企業においても、多様なステークホルダーとの良好な関係性を構築する必要性を強調している。そのうえで、中小企業においては、中小企業庁が策定した4つの類型化を踏まえて、SDGs (Sustainable Development Goals ; 持続可能な開発目標) への取組みを実践することで、多様なステークホルダーとの良好な関係性の構築に役立つことを主張している。株式会社帝国データバンク (以下「帝国データバンク」という) においては、2020年6月と2021年6月の2回にわたってSDGsに関する企業の意識調査を実施している。2021年の調査結果では、SDGsに積極的に取り組んでいる割合は全体で39.7%となり、対前年比で15.3ポイント増加していることがわかった。また、企業規模別の2021年の調査ではSDGsに積極的に取り組んでいる中小企業の割合が36.6%であり、大企業の55.1%と比較するとまだ少ないことがわかった。とはいえ、中小企業においても、SDGsへの取組みやそれと親和性のあるESGの要素を意識した経営戦略の実行が重要である。中小企業がSDGs経営を実践する過程において、多様なステークホルダーに対する会計情報の開示のあり方を考察している。

2. ステークホルダー多様化の潮流

2.1 サステナビリティを巡る近年の動向

最初に、サステナビリティを巡る近年の世界的動向を概観してみよう。表1は、環境・社会面に特化したサステナビリティを巡る近年の主要な

動向を示している⁶。

2015 (平成27) 年以降、地球的規模で、経済社会のしくみが大きな変革期を迎えている。その典型例の1つは、2015年9月に開催された国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、SDGs (Sustainable Development Goals ; 持続可能な開発目標) である。SDGsは世界共通の達成すべき17の目標を掲げ、その課題を解決するための169のターゲットを示している。もう1つは、同年11月~12月に開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議 (21th Conference of the Parties to the United Nations Convention on Climate Change : COP21) で採択された「パリ協定」である。パリ協定では、2020 (令和2) 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みを規定しており、温室効果ガス (greenhouse gas : GHG) の排出量の削減について、途上国を含むすべての参加国に排出削減の努力を求めた点に大きな特徴がある。また、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をするという長期目標が掲げられた。

近年、企業を取り巻く経済的・社会的な変化に伴って、企業は生態系を破壊する活動をしていないか、地球や地域社会の環境を保全するためにどのような企業行動がなされているかを定量的に報告することが求められている。また、従業員との労働契約や雇用問題、人権問題などにどのように取り組んでいるかを定量的に報告することが求められている。さらに、環境問題と社会問題の解決に向けた企業組織におけるガバナンスの定期的な見直しが求められている。これらはESG (環境・社会・ガバナンス) の要素として、企業のサステナビリティを考慮する重要な要件になっている。

企業経営においては、サステナビリティを重視する観点から、多様なステークホルダーとの関係性を見直しを迫られている。企業は、従来の財務情報に加えて、非財務情報 (記述情報) をどのように開示内容に含めるか、統合報告書の開示基準などを踏まえて検討する必要がある。

⁴ わが国で統合報告書を発行する企業数は、2010年の23社から2020年には579社に至るまで増加しながら推移している (KPMG ジャパン (2021, 39頁))。

⁵ 2021年6月、IIRCとSASBが合併し、新団体の価値報告財団 (Value Reporting Foundation : VRF) が設立された。

⁶ 詳細については、金融庁に設置された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ (令和3年度)」における第1回会合 (2021年9月2日) の事務局資料を参照されたい。

表1 サステナビリティ(特に、環境、社会)に関する近年の主要な動向

2015年9月	国連総会における「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)の採択(環境、ジェンダー平等、働きがい等に関し、17のゴール・169のターゲットを設定)
2015年12月	第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)におけるパリ協定の採択(温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み)
2017年6月	金融安定理事会(FSB)により2015年12月に設置された気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)が、企業による自主的な開示を促すための提言(TCFD提言)を公表
2018年12月	国際標準化機構(ISO)が、人的資本の情報開示のためのガイドライン(ISO30414)を公表
2019年5月	【日本】「TCFDコンソーシアム」の設置(TCFDに沿った開示を進めていく上での疑問点や望ましい開示内容について、投資家と企業が双方向の議論を実施)
2020年9月	世界経済フォーラム(WEF)は、ESGに関する定量的指標と推奨される開示に関する報告書を公表(SDGsと整合的な4つの柱(ガバナンス原則、地球、人類、繁栄)について、21のコア指標を提示)
2020年10月	【日本】総理大臣所信表明演説(「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言)
2020年12月	【日本】金融庁がサステナブルファイナンス有識者会議を設置(2021年6月に報告書を公表)
2021年6月	【日本】コーポレートガバナンス・コードの改訂(管理職における多様性の確保(女性・外国人・中途採用者の登用)についての考え方と測定可能な自主目標の設定、プライム市場上場企業「TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実」)
2021年6月	証券監督者国際機構(IOSCO)が「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」を公表

(出所) 金融庁(2021)「事務局説明資料:第1回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ(令和3年度)資料3」スライド11(2021年9月2日)を一部修正して作成。

2.2 米国における「株主第一主義」の転換

2019(令和元)年8月19日、米国の経営者団体である「ビジネス・ラウンドテーブル(Business Roundtable)」は、「株主第一主義」の経営原則を見直すという声明を発表し、米国経済界に衝撃を与えた。これにより米国企業は「ステークホルダー資本主義」に向けて大きく舵を切った。

ビジネス・ラウンドテーブルは、1978(昭和53)年以降、コーポレート・ガバナンスの原則を定期的に更新してきた。このなかで、1997(平成9)年以降に公表されたすべての文書には、株主第一主義の原則にもとづき、「企業は株主のために存在する」と明記され続けてきた。しかしながら、今般の経営原則を見直すという声明文の公表によって、多様なステークホルダーの利益に配慮する経営原則を提示したのである⁷。

具体的には、ビジネス・ラウンドテーブルに所属する181名のCEOが署名した「企業のパーパ

スに関する声明文(Statement on the Purpose of a Corporation)」では、顧客、従業員、サプライヤー、地域社会(コミュニティ)、そして、株主からなるすべてのステークホルダーの利益(benefit)に配慮した経営原則の実行が約束されている。声明文の骨子は、以下のとおりである。

- ① **顧客**：顧客に価値を提供する。そのうえで、顧客の期待に応え、あるいは期待を上回ることによって、米国企業が担ってきた伝統をより一層前進させる。
- ② **従業員**：従業員に投資する。公正な報酬を支払い、福利厚生を提供し、急速に変化する世界で新しい技能を開発するための訓練や教育を通じて従業員を支援する。この過程で、従業員の多様性、インクルージョン(包摂性)、尊厳と尊敬を重視する。
- ③ **サプライヤー**：サプライヤーと公正かつ倫理的に取引を実行する。サプライヤーの規模の大小を問わず、当社のミッション(使命)を理解して協力してくれるサプライヤーの良きパートナーとして対応する。
- ④ **地域社会**：私たちが所在する地域社会を支援

⁷ ビジネス・ラウンドテーブルで会長を務めるJPモルガン・チェース会長兼CEOのジェイミー・ダイモン(Jamie Dimon)は、声明文の発表に際して、「アメリカンドリームは存在するが揺らいでいる」ことを指摘したうえで、多くの雇用主が従業員や地域社会に投資を継続することが長い目で見れば成功への近道になることを理解していると述べている(BRT 2019)。

する。ビジネスを通じた持続可能な実務の遂行によって、地域社会の人々を尊重し、環境を保全する。

- ⑤ **株主**：会社に投資、成長、イノベーションをもたらす資金提供者である株主に長期的な価値を創造する。株主との透明性を確保し、効果的なエンゲージメント（積極的な対話）を約束する。

2019年8月20日付『日本経済新聞夕刊』では、米国の主要企業で構成される経営者団体が「株主第一主義」を見直し、従業員や地域社会などの利益を尊重した事業運営に取り組むという宣言を報道している。そのうえで、この宣言が、株価上昇や配当増加など投資家の利益を優先してきた米国型の資本主義にとって大きな転換点になることを指摘している。経済的な背景として、米国では所得格差の拡大で、大企業にも批判の矛先が向かっていることが今般の経営原則の見直しに結実したことを分析している。くわえて、日米のコーポレート・ガバナンスの観点から、米国は行き過ぎた株主重視の結果、揺り戻しが起きているのに対して、日本では過度な株主軽視が企業競争力の低下を招いたことを強調している。

入山（2019、653-654頁）は、企業経営において、株主第一主義の時代は終わりつつあるとし、これに代わる概念として「ステークホルダーの多様性」を指摘している。そして、現在、世界のさまざまなところで、株主や債権者に限らず、従業員、顧客、さらには地域社会、NPOなどの多様なプレーヤーをステークホルダーに位置づける流れが起きているという。この潮流の背景には、2019年8月に米国の経団連ともいべきビジネス・ラウンドテーブルが、米国企業は株主第一主義を否定すべきであるという趣旨の発表を行ったことであると強調している。

そのうえで、なぜ現代は、ステークホルダーの多様化が叫ばれているのかという問題提起に対して、次の3点について、この背景の分析をしている。すなわち、①さまざまな企業・組織の間のネットワーク化が進み、その関係性が顕在化していること。そのため、現代の企業は、株主、顧客、従業員等に留まらず、海外の投資先、政府、NGO、地域社会など、さまざまなプレーヤーとつながっているという。この結果、株主以外のステークホルダーの利害を十分に考慮する必要が生じているという。②世界的な社会問題・環境問題などの行き詰まり。それによって、米国や日本でも、貧困率が上昇傾向にあるという。また、欧州の経営者の間において最も深刻なテーマの一つが気候変動であり、今後は農業などに気候変動が多大な

影響を及ぼし、食糧問題が深刻化するという。③グローバル化。それによって、企業がさまざまな国でビジネス活動を行うようになり、ある国で通用したガバナンスが他国では通用しないという事態が生じているという。この結果、リスクを回避するために、さまざまな国・地域でのガバナンスのあり方が比較・検討されるようになってきたという。

以上のように、ステークホルダー多様化の潮流は、SDGsやパリ協定にみられるように、もはや個人あるいは個別企業等だけの問題ではなく、全世界共通の社会的課題に人類がどのように解決に関わるかを認識したことがその背景となっている。このように考えれば、米国企業において、株主第一主義の経営原則が見直されたことは理にかなっているといえる。

2.3 わが国におけるステークホルダー概念の検討

前述においては、ステークホルダー多様化の潮流について論じてきた。本稿では、中小企業においても、大企業と同様に、ステークホルダーの概念の変化が到来することを想定している。特に、中小企業・小規模事業者がSDGsへの取組みを積極的に実践することで、企業間や地域社会との連携が深まり、必然的に、ステークホルダーの概念が拡張されると理解している。

さて、最初に、わが国における中小企業会計の特徴を概観してみよう。わが国の中小企業会計には会計基準が2つ存在している。1つは、2005年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」⁸という）であり、もう1つは、2012年2月に公表された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」⁹という）である。

河崎（2016、36-38頁）は、中小企業会計の理論的前提のなかで、大企業ではステークホルダー（利害関係者）の範囲が広いのに対し、中小企業ではその範囲が債権者（金融機関）や取引先に限定されていることを指摘している。特に、中小企業要領においては、利害関係者への情報提供に資する会計の機能として、中小企業における計算書

⁸ 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会（ASBJ）の4団体によって2005年8月に公表された「中小指針」は、「大企業（公開企業）向け会計基準」（企業会計基準）を簡素化したものであり、その内容は中小企業の会計処理としてはかなり高度なものであったことから、その普及状況は決して芳しいものではなかったという（河崎（2016、14頁））。

⁹ 中小企業に対する中小指針の普及が芳しくなかったことから、その後、中小企業庁と金融庁が共同事務局を編成し、2011年2月に中小企業の会計に関する検討会ならびに同ワーキング・グループを設置し、会計基準設定のデュー・プロセスを経ることによって、2012年2月に中小企業要領が公表されたという（河崎（2016、14頁））。

類の開示先が、債権者である金融機関、取引先や株主、従業員などに限定されているという。

しかしながら、大企業を中心とする「ステークホルダー資本主義」の思考の浸透に応じて、大企業における重要なサプライヤーでもある中小企業においても、債権者（金融機関）や取引先以外に、従業員、地域社会、消費者などを含めてステークホルダーの概念が拡張している。

わが国におけるステークホルダー概念の変化に関する先行研究では、櫻井（2009、93-113頁）が有用である。櫻井（2009、93-94頁）によると、わが国の財務会計では、1950年代後半、資本を提供してくれた出資者や債権者など資本提供者を中心とする利害関係者に期末に会計報告をすることで会計責任が解除されると説明されていたという。しかし、1970年代に公害問題が生起すると、企業の社会的責任が叫ばれるようになり、会計責任の範囲は株主や債権者だけではなく、顧客、生活者、規制機関などにも拡張されたという。そのため、会計責任の対象範囲も、出資者だけでなく、社会に対しても会計責任を負っているという議論が盛んになったという。次いで、1980年代の後半になると、財務会計の報告責任は利害関係者に代えてステークホルダーにあると表現されるようになったという。

現在、米国企業においては、前述のように「ステークホルダー資本主義」に移行したといわれているが、それ以前は「株主資本主義」と呼ばれていた。櫻井（2009、97-98頁）によると、1980年代までの米国での経営者モデルは、所有者（株主）によって雇用された経営者は所有者のために経営を行わなければならないという思考態度によって、米国などアングロサクソンの国々では株主中心の経営システムの形成と株主のための株主価値の創造に向かわせたという。そして、この思考方式が「株主資本主義（shareholder capitalism）」と呼ばれ、その後、アメリカでは株主価値の向上のために Enron や WorldCom などによる不正会計問題が生起し、内部統制システムが強化されるに至った。この結果、21世紀の米国のビジネス界では、会社を起業して経営する目的は株主価値を高めるだけではなく、広くステークホルダーのために価値を創造することにあると考える経営者や研究者が多くなり、「ステークホルダー資本主義（stakeholder capitalism）」が認知されてきたという。

そのうえで、櫻井（2009、98-99頁）は、株主資本主義との対比においてステークホルダー資本主義の構造を、図1のように例示し、次の3点を指摘している。

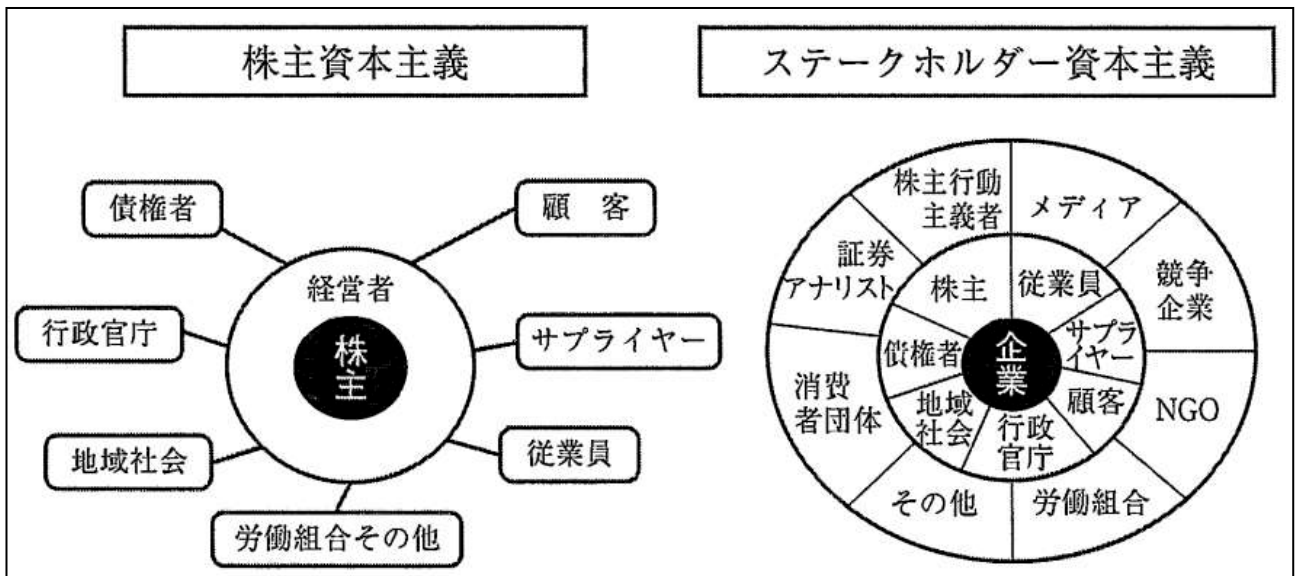


図1 株主資本主義とステークホルダー資本主義との対比

（出所）櫻井通晴（2009、99頁）。

第1は、株主資本主義では株主が中心に置かれており、経営者は株主の代理人として機能していること。他方、ステークホルダー資本主義では企業が中心となり、株主は（特殊な）ステークホルダーとして位置づけられていること。この場合、経営者の主要な役割は株主の代理人としての役

割以外に、外部のプレーヤーとして「その他」のステークホルダーとしての役割を果たすこともありえること。

第2は、企業と社会との相互関係が深まってきた結果として、企業とステークホルダーとの関係もまた双方向になってきたこと。この結果、ステ

ークホルダー資本主義では、主要な役割を果たしているステークホルダーは内側に、状況に応じて登場することのあるステークホルダーは外部の円に位置づけられていること。

第3は、株主資本主義では、情報の提供は一方的であることが多いが、ステークホルダー資本主義では情報は双方向で、相互依存関係が強まっていること。ただし、株主資本主義では片側方向で、ステークホルダー資本主義では双方向に情報提供が行われるとは言い切れない場合もあること。

以上のことから、櫻井(2009, 102頁)は、ステークホルダー理論の考察から、①ステークホルダーには数多くの定義があること、②ステークホルダーが歴史的にも、組織によっても、また領域によっても異なった概念であることを指摘している。

なお、米国のビジネス・ラウンドテーブルが2019年8月に声明を公表したステークホルダーは、顧客、従業員、サプライヤー、地域社会、そして株主(投資家、金融機関を含む資金提供者)であり、このステークホルダーの分類は、フリーマン等(Freeman, et al., 2007)による分類基準と類似している。

3. 中小企業の類型化とSDGs経営の現状

3.1 わが国における中小企業の類型化

わが国における中小企業は、『2021年版中小企業白書』によると、全事業者数の99.7%、全従業員の68.8%、全付加価値額の52.9%を占めており、日本経済にとって極めて重要な存在である。

中小企業庁では、現在、2016年制定の中小企業等経営強化法に基づいて、労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の環境変化に対応し、中小企業等の生産性向上のための法的枠組みとして、本業の稼ぐ力の強化を支援する中小企業施策に注力している。とはいえ、中小企業はその事業活動が多様多様であるため、中小企業を生産性向上を図るために、事業活動に沿って4つの類型化を行い、その類型ごとに成長・支援のあり方を整備している¹⁰。

『2020年版中小企業白書』の第1部第4章では、中小企業・小規模事業者の多様性に着目し、中小企業・小規模事業者に期待される役割・機能を、アンケート調査¹¹から、①「グローバル展開

をする企業(グローバル型)」、②「サプライチェーンでの中核ポジションを確保する企業(サプライチェーン型)」、③「地域資源の活用等により立地地域外でも活動する企業(地域資源型)」、④「地域の生活・コミュニティを下支えする企業(生活インフラ関連型)」、という4つに類型化し、それぞれを担う企業の特徴や実態を分析している。

中小企業における調査結果から、この4つの類型のうち、企業が回答した類型は、④「生活インフラ関連型」が39.2%と最も多く、次いで、②「サプライチェーン型」が25.1%、③「地域資源型」が13.8%、①「グローバル型」が12.9%と続いている¹²。

また、4つの類型に照らして、目指す企業の割合が高い業界を見ると、①「グローバル型」では「情報通信業」、「製造業」が、②「サプライチェーン型」では「製造業」、「卸売業」、「運輸業、郵便業」が、③「地域資源型」では「サービス業(他に分類されないもの)」、「製造業」が、④「生活インフラ関連型」では「小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「建設業」が、それぞれ該当している。

そのうえで、中小企業における4つの類型に応じて、労働生産性(中央値)を見ると、②「サプライチェーン型」が750.6万円/人と最も高く、次いで、①「グローバル型」が725.2万円/人、③「地域資源型」が670.2万円/人、④「生活インフラ関連型」が621.6万円/人と続いている。

このように、『2020年版中小企業白書』では、中小企業・小規模事業者の多様性を考慮して、企業規模や業種に加え、期待される役割・機能にも着目して4つの類型化を通じてその実態を分析している。そのうえで、中小企業・小規模事業者においては、経済的な付加価値の増大や地域の安定・雇用維持への貢献など、それぞれが生み出す「価値」の最大化を図ることの重要性を強調している。

その後、中小企業庁では、2021年1月27日に中小企業政策審議会における基本問題小委員会の制度設計ワーキンググループにおいて「中間報告書」を公表している。そこでは、中小企業・小

の中小企業2万社を対象にアンケート調査を実施して取りまとめている(回収率22.7%)。他方、小規模事業者の分析を、みずほ情報総研が2019年12月に、商工会および商工会議所の会員のうち、小規模事業者を対象にWebアンケート調査を実施して取りまとめている(有効回答件数:商工会の会員4,628名、商工会議所の会員451名)。

¹² 小規模事業者の実態調査から、④の「生活インフラ関連型」と回答した企業が62.5%と最も多く、次いで、③の「地域資源型」が23.6%、②の「サプライチェーン型」が6.3%、①の「グローバル型」が3.5%となっている。このことから、中小企業と比較すると、地域や住民生活との密接性を重視する企業の割合が高いことがわかる。

¹⁰ 2021年9月18日に開催された中小企業会計学会第9回全国大会において、中小企業庁事業環境部の飯田健太郎長による基調講演がなされ、そのなかで、中小企業庁において生産性向上に向けて事業活動を類型化して支援している現状が説明された(飯田(2021, 43-46頁))。

¹¹ アンケート調査の結果については、中小企業の分析を、東京商工リサーチが2019年11月~12月にかけて、従業員5名以上

規模事業者に期待される役割・機能について、①「地域コミュニティ型¹³」では、地域の課題解決と暮らしの実需に応えるサービスを提供すること、②「地域資源型」では、地域資源等を活用、良いモノ・サービスを高く提供し、付加価値向上を実現すること、③「サプライチェーン型」では、独自技術を用いて、サプライチェーンの中で活躍し、生産性向上を実現すること、④「グローバル型」では、グローバル展開などにより、中堅企業に成長、高い生産性を実現すること、がそれぞれ明確にされている。

以上のように、中小企業庁においては、中小企業・小規模事業者の生産性を向上する手法として、その事業活動に応じて4つの類型化を実施し、その類型ごとに企業の持続可能な成長を支援する施策を展開している。SDGs 経営の視点からは、この4つに類型化された中小企業・小規模事業者において、ステークホルダーとの対話を通じて社会課題の解決を検討することによって、SDGs への取組みを加速化させることが可能となる。

3.2 関東経済産業局による SDGs のアンケート調査結果

2018年12月、経済産業省関東経済産業局と一般財団法人日本立地センターによって「中小企業のSDGs 認知度・実態等調査結果（WEBアンケート調査）」が公表された¹⁴。このアンケート調査は、全国に先駆けて、中小企業に限定してSDGsの認知度や取組みの実態等を把握するために実施された点に特徴がある。

表2は、SDGsの認知度・対応状況を示している。表2から、⑤「SDGsについて全く知らない（今回の調査で初めて認識した）」と回答した企業が84.2%であることがわかる。この結果は、逆の意味で、中小企業におけるSDGsの認知度が15.8%しかなかったことを示している。このうち、①「SDGsについて既に対応・アクションを行っている」と回答した企業が1.2%（6社）であり、②「SDGsについて対応・アクションを検討している」と回答した企業が0.8%（4社）であることから、①と②を合計してSDGsに積極的に取り組んでいる中小企業は僅か2.0%（10社）であることが明らかになった。

また、本アンケート調査では、表2の③～⑤を回答した「SDGsについての対応を検討・実施し

ていない」企業490社に対して、「SDGsの印象」を調査している。この結果、「自社には関係ない」「優先度は下がる」と回答した企業の割合（43.9%）よりも、「取り組む必要性を理解する」「既に取り組んでいる」と回答した企業の割合（56.1%）の方が多かったという結果を示している。

次いで、表2の①を回答した6社に対する「SDGsへの具体的な対応状況」に関する調査では、複数回答で、「SDGsについて理解するための情報収集・勉強等」が4社（66.7%）、「社員の人材育成に活用している」が3社（50.5%）という結果が示された。また、「SDGsに取り組んだことの効果」に関する調査では、複数回答で、「経営方針等の明確化」5社（83.3%）、「他社との差別化」3社（50.0%）という結果が示された。

さらに、「SDGsに取り組む際の課題」に関する調査では、500社全体を対象に、複数回答で、「社会的な認知度が高まっていない」が230社（46.0%）、「資産の不足」が195社（39.0%）、「マンパワーの不足」が168社（33.6%）、「何から取り組んでいいかわからない」が151社（30.2%）という結果が示された。

なお、本アンケート調査では、クロス分析の結果、「SDGsに貢献することは難しい」と回答した中小企業約300社のうち、その約30%が、実際には、すでにSDGsが想定する貢献活動の事業に取り組んでいるということが明らかにされた。この結果から、中小企業の既存の事業活動と無意識に実践しているSDGsに係る社会貢献活動との関係性に気づきを与える必要性が指摘されている¹⁵。

¹³ 『2020年版中小企業白書』における「生活インフラ関連型」に対応している。

¹⁴ 本調査は、関東経済産業局管内の1都10県に本社が所在する中小企業の代表取締役を抽出し、WEBアンケート形式で実施している。調査期間は2018年10月1日～4日で、中小企業500社から回答を得ている。従業員数による企業規模では5名以下が60.8%で、20名以下を含めると85.2%を占めている。

¹⁵ アンケート結果の詳細については、経済産業省関東経済産業局等（2018）を参照されたい。

表2 中小企業におけるSDGsの認知度・対応状況

調査項目	企業数	割合 (%)
①SDGsについて既に対応・アクションを行っている	6	1.2
②SDGsについて対応・アクションを検討している	4	0.8
③SDGsの内容について知っているが、特に対応は検討していない	26	5.8
④SDGsという言葉聞いたことがあるが、内容は知らない	40	8.0
⑤SDGsについて全く知らない (今回の調査で初めて認識)	421	84.2
合計	500社	100.0

(出所) 経済産業省関東経済産業局等 (2018) 「中小企業のSDGs認知度・実態等調査結果」より一部修正して作成。

表3 SDGsへの理解と取り組み

(単位: %)

調査項目	2020年6月		2021年6月	
	①意味および重要性を理解し、取り組んでいる	8.0	SDGsに積極的 24.4%	14.3
②意味もしくは重要性を理解し、取り組みたいと思っている	16.4	25.4		
③言葉は知っていて意味もしくは重要性を理解できるが、取り組んでいない	32.9	SDGsに 取り組んでいない 47.7%	41.4	SDGsに 取り組んでいない 50.5%
④言葉は知っているが、意味もしくは重要性を理解できない	14.8		9.1	
⑤言葉も知らない	14.3	27.9%	2.6	9.7%
⑥分からない	13.6		7.1	
合計	100.0%		100.0%	

(注) 母数の有効回答企業数は、2021年が1万1,109社であり、2020年が1万1,275社である。

(出所) 帝国データバンク (2021) 「SDGsに関する企業の意識調査 (2021年)」2頁を一部修正して作成。

3.3 帝国データバンクによるSDGsのアンケート調査結果

株式会社帝国データバンク (以下「帝国データバンク」という) は、わが国における企業のSDGsへの理解や取り組みの実態を明らかにするため、2020年6月に「SDGsに関する企業の意識調査」を実施した。その後、2021年6月に2回目となる同調査を実施し、2年間にわたる経年変化を含めた調査結果を、同年7月14日に公表している¹⁶。

表3は、帝国データバンクによって2021年7月に公表された「SDGsに関する企業の意識調査 (2021年)」から、SDGsへの理解と取り組みに関するアンケート結果を示している。表3から、①「意味および重要性を理解し、取り組んでいる」企業が14.3%となり、対前年比より6.3ポイント増加している。また、①「意味および重要性を理解し、取り組んでいる」企業と②「意味もしくは重要性を理解し、取り組みたいと思っている」企

¹⁶ 帝国データバンクによると、調査期間が2021年6月17日～30日、調査対象が全国2万3,737社で有効回答企業数が1万1,109社 (回答率46.8%) である。回答企業を規模別にみると、

大企業が1,886社 (17.0%) で、中小企業が9,223社 (83.0%) である。中小企業のうち、小規模企業が3,320社 (29.9%) 含まれており、上場企業数は250社 (2.3%) である。

業を合計し、それらをSDGsに積極的な企業とみなす場合、39.7%となり、対前年比より15.3ポイント増加している。このことから、コロナ禍とはいえ、企業においてSDGsへの理解を深め、積極的に取り組みを実施あるいは実施計画を検討している企業が増加した傾向がわかる。

他方、SDGsに関して、③「言葉は知っていて意味もしくは重要性を理解できるが、取り組んでいない」企業が41.4%となり、対前年比より8.5ポイント増加している。このことから、SDGsへの注目度が高まるなかで、実際に企業としてどのように取り組んでよいかわからないという実態が浮き彫りにされている。また、上記の③「言葉は知っていて意味もしくは重要性を理解できるが、取り組んでいない」企業と、④「言葉は知っているが、意味もしくは重要性を理解できない」企業を合計し、それらをSDGsへの取り組みが進んでいない企業とみなす場合、50.5%となり、対前年比より2.8ポイント増加している。このことから、SDGsへの取り組みの重要性が徐々に浸透しているものの、全体の約半数の企業において、SDGsへの具体的な取り組みに至っていないことが明らかになった。

なお、SDGsに関して、⑤「言葉も知らない」と回答した企業が2.6%となり、対前年比より11.7ポイント減少している。また、⑥「分からない」と回答した企業が7.1%となり、対前年比より6.5ポイント減少している。このことから、企業全体では、SDGsの認知度は高まりを見せているものの、それでも現状では9.7%の企業がSDGsに関する認知度がないことが明らかになった。

帝国データバンクの意識調査では、個別企業からのインタビュー調査結果として、例えば、「今まで取り組んでいた内容をSDGsの項目に落とし込んだことで意識するようになった」というプラスの効果と、「中小企業にとって社会的責任の比重は自社の業績に比較して明らかに低く、明確な対応をとるレベルではない」というマイナスの意見を、それぞれ紹介している。

次いで、「SDGsに関する企業の意識調査（2021年）」にもとづいて、その対象企業を規模別（大企業、中小企業および中小企業のうちの小規模企業）でみると、図2のとおりである。

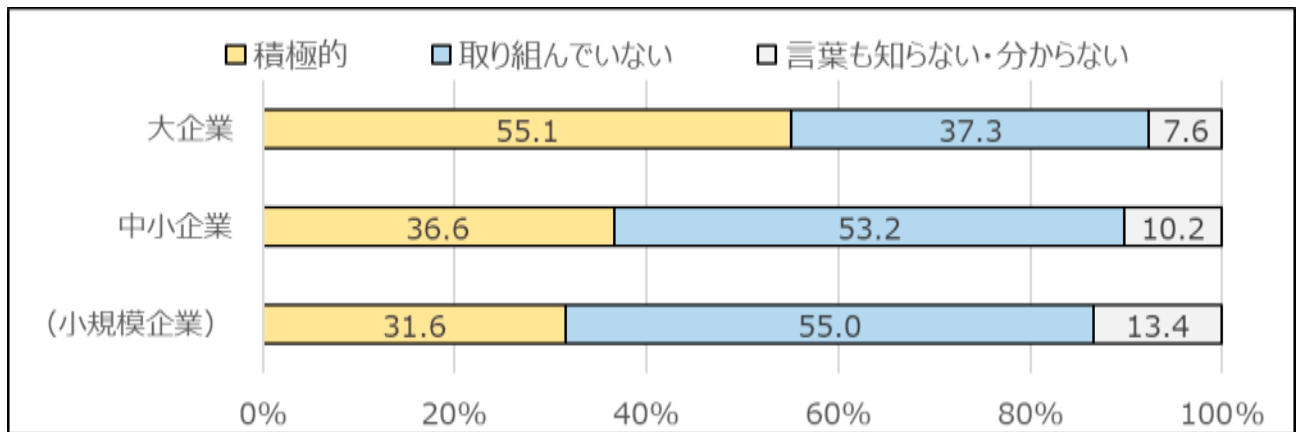


図2 SDGsに対する企業の意識調査結果 —企業規模別—

（出所）帝国データバンク（2021）「SDGsに関する企業の意識調査（2021年）」3頁を一部修正して作成。

図2では、表3における①「意味および重要性を理解し、取り組んでいる」企業と②「意味もしくは重要性を理解し、取り組みたいと思っている」企業を合計し、それらをSDGsに積極的な企業とみなした割合について、大企業では55.1%であり全体の半数を上回っていること、中小企業全体では36.6%であり、さらに、小規模企業に限定すると31.6%であることを明らかにしている。

また、その対象企業を業界別にみると、SDGsへの取り組みに積極的な企業では「金融」¹⁷が

56.0%で最も高く、次いで、「農・林・水産」が55.6%である。他方、SDGsに取り組んでいない企業では「卸売」が52.9%で最も高く、次いで、「運輸・倉庫」が51.0%、「サービス」が50.8%、「建設」が50.4%である。このように、SDGsに対する取組みは、当該企業が所属する業界の商慣習や組織文化などによっても相違が生じている。

という。そこでは、企業のSDGsの取り組み状況を3つに段階分けし、金利を優遇し融資する枠組みを設定するという（「日本経済新聞朝刊」2021年9月23日付）。

¹⁷ 宮城県仙台市に本店を置く七十七銀行では、2021年10月より、企業のSDGsの取り組み状況を診断するサービスを開始する

4. おわりに

企業経営においては、サステナビリティの重要性に関心が高まっている。2019年8月、米国経営者団体のビジネス・ラウンドテーブルが「株主第一主義」の経営原則を見直すという声明を発表した。1997年以降、毎年更新されてきた「企業は株主のために存在する」という経営原則の転換は米国経済界に衝撃を与えた。企業は、株主だけでなく、顧客、従業員、サプライヤー、地域社会など、あらゆるステークホルダーの利益に配慮することを約束し、「ステークホルダー資本主義」の時代に突入した。また、今般の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックによって、企業経営にはあらゆるリスクが潜在していることを、経営者はじめ多くの人々が強く意識するようになった。

このような状況のもとで、大企業においては、多様なステークホルダーを意識した会計情報の開示が試験的に実践されている。近年では、財務情報と非財務情報(記述情報)の双方を企業価値向上の要素として統合する統合報告書について、GRIスタンダードなどの開示基準にもとづいて作成・開示される件数が増加している。

大企業における重要なサプライヤーである中小企業においても、大企業を中心とする「ステークホルダー資本主義」の思考の浸透に応じて、ステークホルダーの概念が、債権者(金融機関)や取引先に限定されていた状況から、顧客、従業員、サプライヤー、地域社会、株主(金融機関を含む資金提供者)へと拡張されつつある。櫻井(2009、111頁)は、「会計責任が解除されるべき対象であるステークホルダーの概念もまた、社会・経済の進展とともに変化する」と指摘している。

わが国の中小企業庁では、中小企業等経営強化法にもとづいて、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援する施策を展開している。現在では、より効果的な支援体制を構築するために、その多種多様な事業活動に応じて4つの類型化を実施している。具体的には、①地域の生活・コミュニティを下支えする「地域コミュニティ型」企業、②地域資源等の活用等により付加価値の高いビジネスを展開する「地域資源型」企業、③サプライチェーンの中核のポジションを確保する「サプライチェーン型」企業、④グローバル展開などにより中核企業に成長する「グローバル型」企業である。

SDGs経営の視点からは、この4つに類型化された中小企業・小規模事業者において、ステークホルダーとの対話を通じて社会課題の解決に着手することが、SDGsへの取組みを加速化させる

近道となる。中小企業におけるSDGsへの取組みに関する帝国データバンクの2021年の調査結果からは、SDGsに積極的であると回答した企業が39.7%であり、対前年比で15.3ポイント増加したことを明らかにしている。ただし、実際にSDGs経営を実践しているのは14.3%とまだ少なく、今後の進展に期待を寄せている。川島(2021)は、北海道苫小牧地域の中小企業であるTOMASEIグループのSDGs経営を調査し、新たなビジネスモデルとして、家庭ごみ等の回収から肥料の製造、野菜の生産販売に至る「食品リサイクルループ」が構築された経緯を考察したが、このような実践事例はまだ少ない。

しかしながら、わが国において、世界において、SDGsという世界共通の目標を達成するために、大企業や中小企業の規模を問わず、SDGsへの取組みを加速させることは重要である。大企業等では、ESGの要素を意識した経営戦略が計画・実行され始めているが、中小企業・小規模事業者でも、「地域コミュニティ型」企業や「地域資源型」企業として、地域社会を重要なステークホルダーとして事業計画の策定とその会計情報の開示が必要となる。

中小企業・小規模事業者がSDGs経営を実践する過程において、多様なステークホルダーに対してどのように会計責任を果たすか、多種多様な事業活動に対する測定・報告のフレームワークをどのように構築するか、課題が残されている。

参考文献

- Business Roundtable : BRT (2019) "CORPORATE GOVERNANCE".
<https://www.businessroundtable.org/business-roundtable-redefines-the-purpose-of-a-corporation-to-promote-an-economy-that-serves-all-americans>
- Business Roundtable : BRT (2019) "Statement on the Purpose of a Corporation".
<https://s3.amazonaws.com/brt.org/BRT-StatementonthePurposeofaCorporationJuly2021.pdf>
- KPMG ジャパン (2021) 「日本企業の統合報告に関する調査 2020」。
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/sustainable_sx/pdf/001_06_01.pdf
- R. Edward Freeman, Jeffrey S. Harrison, and Andrew C. Wicks (2007) *Managing for Stakeholders: Survival, Reputation, and Success*, Yale University Press.
- 飯田健太 (2021) 「中小企業政策と中小企業会計について」『TKC』No.586、TKC 全国会、2021年11月号、43-46頁。
- 入山章栄 (2019) 『世界標準の経営理論』ダイヤモンド社。
- 大坪史治 (2016) 「非財務報告の新たな展開—二つの統合

- 思考とわが国企業実践における基礎調査—『獨協経済』第98号（2016年7月）、125-134頁。
- 河崎照行（2016）『最新 中小企業会計論』中央経済社。
- 川島和浩（2021）「中小企業における管理会計手法の導入研究—TOMASEI グループにおける SDGs 経営の実践事例—」『東北工業大学紀要—理工学編・人文社会科学編—』第41号（2021年3月）、21-30頁。
- 金融庁（2021）「第1回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）資料3・資料4」。
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclose_wg/siryoku/20210902/03.pdf
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclose_wg/siryoku/20210902/04.pdf
- 経済産業省関東経済産業局・一般財団法人日本立地センター（2018）「中小企業の SDGs 認知度・実態等調査結果（WEB アンケート調査）」。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sdgs/data/20181213sdgs_chosa_houkoku_syosai.pdf
- 櫻井通晴（2009）「ステークホルダー理論からみたステークホルダーの特定—コーポレート・レピュテーションにおけるステークホルダー—」『専修経営研究年報』第34号、93-113頁。
- 中小企業庁（2020）『2020年版中小企業白書』。
- 中小企業庁（2021）『2021年版中小企業白書』。
- 中小企業庁（2021）「中小企業政策審議会基本問題小委員会制度設計ワーキンググループ中間報告書」2021年1月27日。
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kihonmondai/seidsekkei/download/202101report.pdf>
- 帝国データバンク（2020）「SDGs に関する企業の意識調査」2020年7月14日。
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p200708.pdf>
- 帝国データバンク（2021）「SDGs に関する企業の意識調査（2021年）」2021年7月14日。
<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p210706.pdf>
- 日本経済新聞（2019）「米経済界『株主第一』見直し」『日本経済新聞夕刊』2019年8月20日。
- 日本経済新聞（2021）「SDGs 取り組み診断」『日本経済新聞朝刊』2021年9月23日。